

理事の補欠選任について承認を求める件

(提案理由)

令和2年5月27日開催の通常総会において選任された理事のうち1名が令和2年9月30日付で辞任したことにより欠員となっていた理事の補欠選任について上程いたします。

定款22条第1項の規定により、理事は総会において選任することになっておりますのでご承認をお願いします。なお、選任された理事の任期は令和4年度の通常総会終結の時までとなります。

(参考) 定款抜粋

(役員の設置)

第21条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 45名以上50名以内

(2) 監事 2名以内

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。

記

理事の補欠選任について承認を求める件 (敬称略)

理事候補者 倉持 雄二 株式会社倉持商事 (さいたま支部)

以上